



魚津市役所

新庁舎整備だより

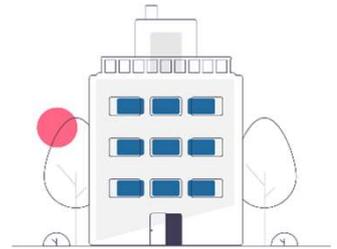
『第12号』

令和7年(2025年)6月 魚津市



公募型プロポーザル方式による設計業者の選定を行います

令和7年6月23日より、「魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル」の募集を開始いたします。今号では、新庁舎整備事業で採用する「公募型プロポーザル方式」という設計事業者の選定方法について詳しく説明します。



公募型プロポーザル方式とは？



現在の魚津市役所本庁舎

「公募型プロポーザル方式」とは、市が実施するプロジェクトの委託先を選ぶ手法のひとつで、公募により広く企画提案(プロポーザル)を募集し、提案内容や事業者の実績、体制、技術力などを総合的に評価して設計事業者を選定する方法です。選定の際は、その公平性、透明性、客観性を確保するため、明確な評価基準に基づき、有識者などで構成される審査委員会において審査を行います。

新庁舎の設計業務においては、市役所という建物が災害対応や市民サービスの提供など様々な役割を果たす施設であることや、現庁舎が抱える様々な課題を解決する必要があることから、設計事業者の知識、経験、問題解決能力などを総合的に判断できる「公募型プロポーザル方式」により選定することとしました。

選定事業者と契約した後、提案された内容にとらわれず、設計業務の中で庁舎のデザインや構造、配置などを改めて決定していきます。

■設計業務の主な選定方式について

①入札方式＝「価格」による選定

価格競争により「最も安い価格」の設計事業者を選定する方式です。簡易的な設計業務など、誰が実施しても同程度の品質が期待できる場合に適しています。

②コンペ方式＝「設計内容」による選定

設計事業者から提案書を提出させ「最も優れた設計案」を選定する方法です。デザイン性が重視される場合などに適しており、選定された設計案に基づきその後の設計業務が進められます。

③プロポーザル方式＝「事業者の実績や技術力」による選定

提案書だけでなく、実績や体制なども考慮し「最も優れた事業者」を選定する方法です。市の求める内容の実現を重視する場合に適しており、設計事業者の技術力やノウハウを評価します。

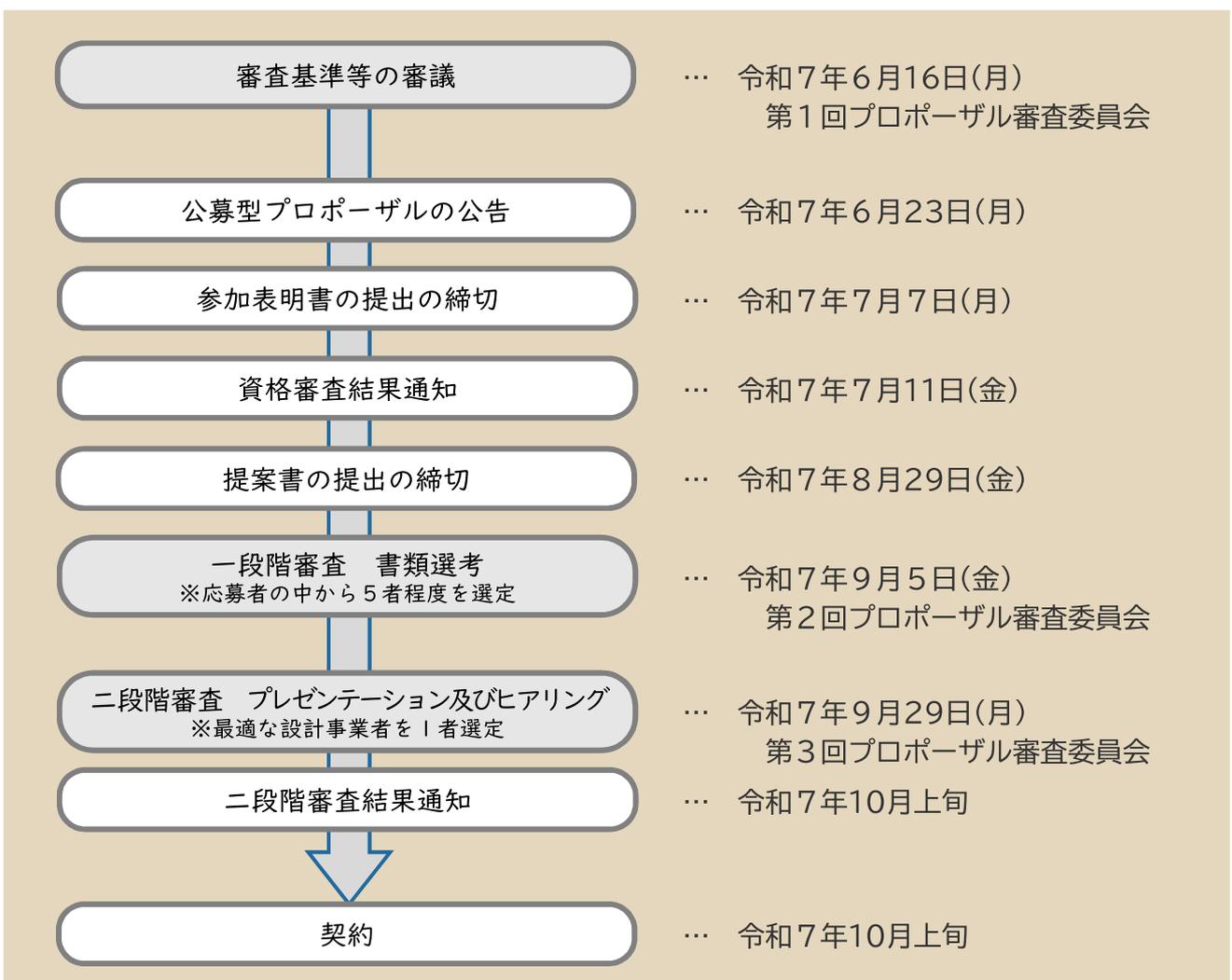
プロポーザル審査委員会を開催しました

令和7年6月16日、第1回目となるプロポーザル審査委員会が開催されました。同月23日の公告に向け、参加者の資格条件、審査項目や評価基準、今後の選定スケジュールなどについて審議を行いました。



選定スケジュールについて

「魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル」の選定スケジュールについては、以下のように予定しています。



公募型プロポーザルの詳細情報や、これまでの検討結果及び基本計画等の内容は、市HPで公開しています。そのほか、新庁舎整備だよりのバックナンバーもございますので、新庁舎整備事業に興味のある方は、ぜひHPをご覧ください。



【ご意見・お問い合わせはこちらまで】

〒937-8555

魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 総務部 財政課 新庁舎整備室

T E L : 0765-23-1088 (直通)

E-mail : uozu-shinchosha@city. uozu. lg. jp



市HP
新庁舎整備